



厚生労働省

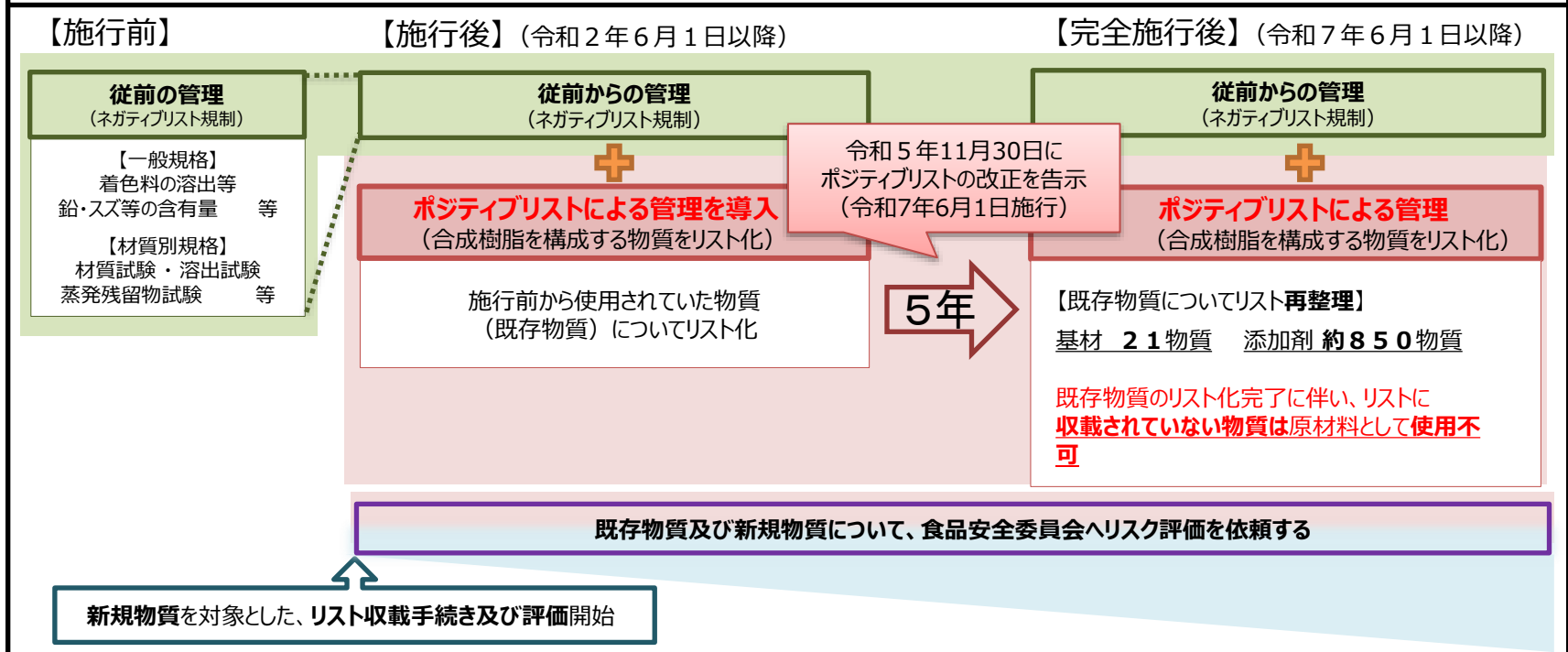
Ministry of Health, Labour and Welfare

食品用器具及び容器包装の ポジティブリストの改正における 令和7年6月1日以降の対応について

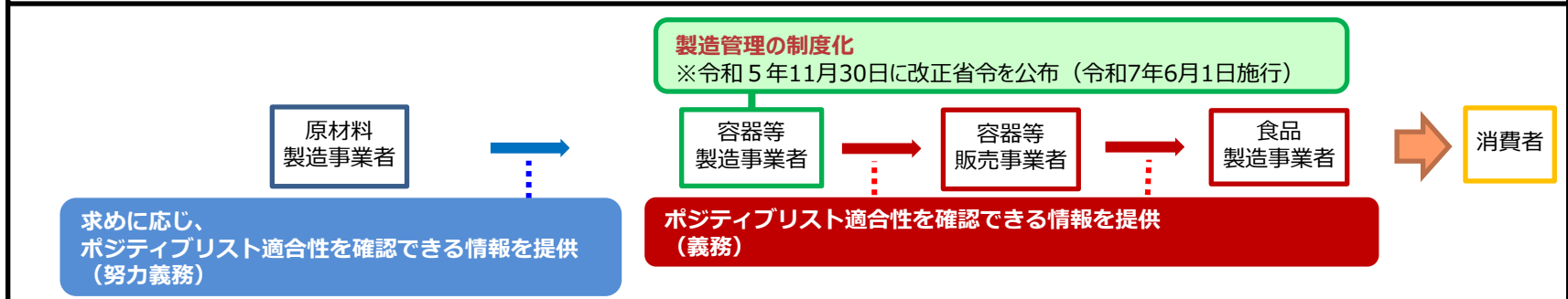
新潟検疫所 食品監視課
令和6年5月22日

食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度について

改正食品衛生法第18条の第3項（ポジティブリスト）に基づく規格の設定



改正食品衛生法第52条（製造管理）及び第53条（情報伝達）に基づく運用の実施



ポジティブリスト改正告示(令和7年6月1日施行)



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

[↑ ホーム](#)

Google カスタム検索

[テーマ別に探す](#) [報道・広報](#) [政策について](#) [厚生労働省について](#) [統計情報・白書](#) [所管の法令等](#) [申](#)

[↑ ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [食品](#) > [器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報](#)

[健康・医療](#)

器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報

[▼ 施策紹介（器具又は容器包装）](#) [▼ 施策紹介（おもちゃ）](#) [▼ 関連情報](#)

施策紹介（器具又は容器包装）

ポジティブリスト制度について

- ▶ [経過措置終了まで（2025年5月31日まで）の情報はこちら](#)
- ▶ [経過措置終了後（2025年6月1日以降）の情報はこちら](#)

政策について

▼ 分野別の政策一覧

健康・医療

▶ [健康](#)

▶ [食品](#)

▶ [医療](#)

▶ [医療保険](#)

▶ [医薬品・医療機器](#)

▶ [介護保険](#)

ホームページ

3

ポジティブリスト改正告示(令和7年6月1日施行)

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について(2025年6月1日以降)

平成30年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度を導入しました(令和2年6月1日施行)。

重要なお知らせ

2023年12月27日掲載

2023年11月30日に厚生労働省令第149号が公布されたことに伴い、本日通知を発出しました。

2023年12月25日掲載

器具・容器包装のポジティブリストにおける物質、特記事項等を確認するための英文等を示した参考情報を公開いたしました。

2023年11月30日掲載

本日、厚生労働省告示第324号が公布され、施行日(2025年6月1日)以降の器具・容器包装のポジティブリスト制度について2025年6月1日以降のページを公開いたしました。なお、2025年5月31日までは、「[食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について\(2025年5月31日まで\)](#)」のページをご参照ください。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について(令和5年11月30日公布)

器具・容器包装のポジティブリストの改正について

▶ [PDF 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件\(令和5年厚生労働省告示第324号\) \[88KB\]](#) 



上記告示で厚生労働省のホームページにより公表するとして別表第1は以下のとおり。

[PDF 別表第1\(全体版\) \[246KB\]](#) 

(参考)

別表第1(分割版)

[PDF 第1表 \[47KB\]](#) 

[PDF 第2表 \[200KB\]](#) 

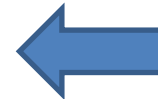


第1表: 基材
第2表: 添加剤

ポジティブリスト改正告示(令和7年6月1日施行)

ポジティブリストを確認するための参考情報

- ▶  [別表第1第1表の参考情報 Table 1 \(Base materials\) \[14KB\]](#) 
- ▶  [別表第1第2表の参考情報 Table 2 \(Additives\) \[135KB\]](#) 
- ▶  [別表第1第1表に係るモノマー等の参考情報 Annex 1~21 \[190KB\]](#) 



物質の英名、
CAS登録番号

器具・容器包装のポジティブリストに関する関連情報

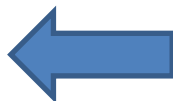
通知

- ▶  [食品、添加物等の規格基準の一部改正について\(令和5年11月30日健生発1130第4号\) \[193KB\]](#) 
- ▶  [食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について\(令和5年11月30日健生食基発1130第1号\) \[361KB\]](#) 
- ▶  [食品、添加物等の規格基準別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合等について\(令和5年11月30日健生食基発1130第4号\) \[90KB\]](#) 



ポジティブリスト制度のQ&Aについて

現在、準備中です。



今後、掲載予定

健生食基発1130第1号
健生食基発1130第4号
についても確認が必要です。

ポジティブリスト改正告示(令和7年6月1日施行)

食品、添加物等の規格基準の一部改正について(令和2年4月28日公布) 別表第1の一部抜粋

別表第1

第1表

(1)

1. アイオノマー

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸イソブチル・エチレン・メタクリル酸共重合体のナトリウム、カリウム、マグネシウム、亜鉛塩	○	○	○	○	○	III	3	
2	アクリル酸・エチレン共重合体のナトリウム、カリウム、亜鉛塩	○	○	—	○	○	III	3	
3	エチレン・メタクリル酸共重合体のナトリウム、カリウム、マグネシウム、亜鉛塩	○	○	○	○	○	III	3	

2. アクリル酸イソブチル・エチレン・メタクリル酸共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸イソブチル・エチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	2	

3. アクリル酸エチル・エチレン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸エチル・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
2	アクリル酸エチル・エチレン・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	2	アクリル酸エチルは基ポリマー構成成分に対して10%未満であること。
3	アクリル酸エチル・エチレン・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	II	2	アクリル酸エチルは基ポリマー構成成分に対して10%以上であること。

4. アクリル酸・エチレン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	

2025年5月31日まで

継続品でリスト確認中の届出は21%程度あります

ポジティブリスト改正告示(令和7年6月1日施行)

食品、添加物等の規格基準の一部改正について(令和5年11月30日公布) 別表第1の一部抜粋

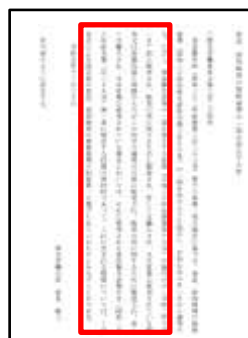
別表第1

第1表(基材)

物質名	材質区分
イミド結合を主とする重合体	1
エーテル結合を主とする重合体	1
エステル結合を主とする重合体の架橋体	1
エポキシ化合物の架橋重合体	1
カーボネート結合を主とする重合体	1
シロキサン結合を主とする重合体	1
スルフィド結合を主とする重合体	1
フッ素置換エチレン類を主なモノマーとする重合体	1
ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体	1
イオン交換能及び吸着能のうち一又は複数を有する重合体	1又は3
ウレタン結合を主とする重合体	1又は3
エステル結合を主とする重合体	1又は3
アルケン類を主なモノマーとする重合体	2
共役ジエン炭化水素を主なモノマーとする重合体	2
芳香族炭化水素を主なモノマーとする重合体	2又は3
アクリル酸類を主なモノマーとする重合体	3
アミド結合を主とする重合体(アジリジン又は2-エチルー2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。)	3
グルコース単独重合体又は化学修飾処理されたセルロース	3
酢酸ビニルを主なモノマーとする重合体の加水分解物	3
塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体	4
被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	4又は5
備考	
材質区分欄は、次に定めるとおりとする。	
① 「1」は、ガラス転移温度若しくはボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体又は架橋構造を有し、融点が150℃以上の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)であることを示す。	
② 「1又は3」は、ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)であることを示す。	

改正リストに適合していることが**必要**

告示の内容(令和7年6月1日以降の経過措置)



＜部品の交換＞



部品も器具
(経過措置対象)

原材料は器具ではない
(経過措置対象外)



食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)の**施行の日(令和2年6月1日)前**令和2年6月1日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と**同様のもの**がこの告示の適用の日前令和7年6月1日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている場合においては、それに使用される食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第一条に規定する材質の原材料であって、これに含まれる物質については、この告示による改正後の食品、添加物等の規格基準の別表第一に掲げられているものとみなすことができる。

＜PL適合の説明例＞

- ①PLに適合した物質で製造
- ②改正法施行日(R2.6.1)より前に輸入等されていた器具と「同様のもの」で、**告示施行日(R7.6.1)より前に輸入した**器具と説明(経過措置)

(注)施行の後に製造、製造日不明→改正PLへの遵守が必要(経過措置対象外)

告示の内容(令和7年6月1日以降の経過措置)



令和2年6月1日前

本経過措置中の「同様のもの」とは、平成30年改正施行日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質（合成樹脂の原材料に限る。）をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいうこと。

したがって、これまで使用経験のない基材に対して添加剤を使用する場合、添加剤をこれまで使用経験のない量に増量して使用する場合等は本経過措置の対象とはならないため、製造記録や輸入実績等によりこれまで使用されていた範囲内であることが説明できる必要があること。

令和7年6月1日以降、食品を輸入通関する場合の容器包装については、ポジティブリスト制度に適合する必要がある、適合するかは文書等にて確認する必要がある。適合することを確認の上、届出すること。

（届出時にPL適合を確認した書類を添付する必要はありません。）

事業者間の適切な情報伝達(概要)

器具又は容器包装の原材料(合成樹脂)がポジティブリストに適合していることが確認できる情報が、事業者間で伝達されることが必要

<情報伝達に関する省令の概要>

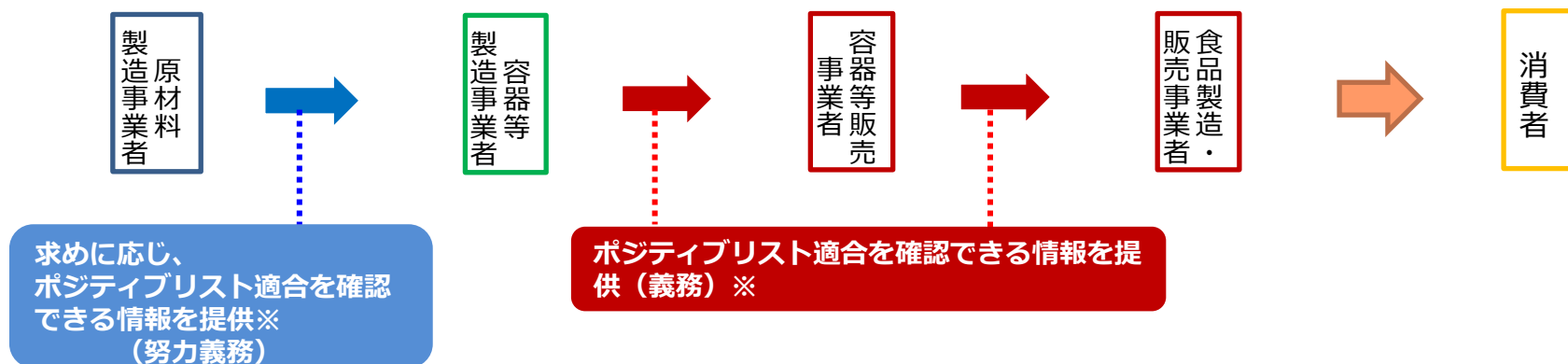
- 説明する事項は、説明対象を特定する情報及びポジティブリストに適合(食品衛生法第18条第3項ただし書に規定する加工がされている場合を含む)していることが確認できる情報
- 事業者間で情報伝達のための体制を整え、変更があった場合は速やかに伝達する

施行通知(令和元年11月7日 生食発1107第1号。最終改正:令和5年12月27日 健生発1227第3号)

5 器具又は容器包装に関する事項

ハ 情報伝達に関する事項(施行規則第66条の6関係)

- ii 営業者間の情報伝達を想定したものであること。
- iii 伝達する内容は、ポジティブリストへの適合性等の確認に資する情報であって、必ずしも個別物質の開示等が必要ではないこと。
- iv 情報を伝達する方法は特段定めないが、営業者における情報の記録又は保存等により、事後的に確認する手段を確保する必要があること。
- v 営業者間の契約締結時における仕様書等、入荷時の品質保証書等、業界団体の確認証明書、その他法第18条第3項の規定の適合性等を傍証する書類等の活用も可能であると考えられること。



器具・容器包装のポジティブリストに関する関連情報

通知

- ▶  [食品、添加物等の規格基準の一部改正について（令和5年11月30日健生発1130第4号） \[193KB\]](#) 
- ▶  [食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について（令和5年11月30日健生食基発1130第1号） \[361KB\]](#) 
- ▶  [食品、添加物等の規格基準別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合等について（令和5年11月30日健生食基発1130第4号） \[90KB\]](#) 

ポジティブリスト制度のQ&Aについて

現在、準備中です。

改正告示に関するQ&Aは、別途公表する予定

伝達事項

ポジティブリストの確認

○器具・容器包装自体を輸入する場合、輸入者に対して、合成樹脂に該当する材質に関して、サプライヤー等から文書にてポジティブリストに適合していることがわかる書類を取得した上で、ポジティブリストに適合している旨を備考欄に記載する。

○食品を輸入する場合の容器包装に関しては、合成樹脂に該当する材質に関して、ポジティブリストに適合している旨を届出に記載する必要はないが、サプライヤー等から文書にてポジティブリストに適合していることがわかる書類を取得する。

ポジティブリストへの適合に関して

○令和7年5月31日までに輸入されるものは、経過措置対象か旧リストに適合する必要がある。**令和7年6月1日から輸入されるものは新リストに適合する必要がある。**

○令和7年6月1日からのリストに関しては、令和5年11月30日付け健生食基発 1130 第2号および令和5年11月30日付け健生食基発 1130 第5号に関しても確認が必要

審議会のホームページ

[ホーム](#)

Google カスタム検索

検索

[テーマ別に探す](#)[報道・広報](#)[政策について](#)[厚生労働省について](#)[統計情報・白書](#)[所管の法令等](#)[申請・募集・情報公開](#)[ホーム](#) > [政策について](#) > [審議会・研究会等](#) > [薬事・食品衛生審議会 \(食品衛生分科会器具・容器包装部会\)](#)

薬事・食品衛生審議会 (食品衛生分科会器具・容器包装部会)

回数	開催日	議題等	議事録／議事要旨	資料等	開催案内
－	2024年3月12日 (令和6年3月12日)	(1) 審議事項 器具及び容器包装の規格基準の改正について (既存物質のポジティブリストへの物質の追加) (2) 報告事項 ・器具又は容器包装を製造する営業に関する基準に沿った衛生管理を実施する際の参考となる取組内容について ・食品用器具及び容器包装の原材料に使用される再生プラスチックの衛生管理について (3) その他	▶ 議事録	▶ 資料	▶ 開催案内
－	2024年2月16日 (令和6年2月16日)	(1) 審議事項 器具及び容器包装の規格基準等の改正について (2) その他	▶ 議事録	▶ 資料	▶ 開催案内
－	2023年4月13日 (令和5年4月13日)	(1) 審議事項 食品用器具及び容器包装に	▶ 議事録	▶ 資料	▶ 開催案内

政策について

[分野別の政策一覧](#)[組織別の政策一覧](#)[各種助成金・奨励金等の制度](#)[審議会・研究会等](#)[審議会・研究会等開催予定一覧](#)[国会会議録](#)[予算および決算・税制の概要](#)[政策評価・独法評価](#)[厚生労働省政策会議](#)

関連リンク

[情報配信サービス](#)

器具及び容器包装の規格基準の一部改正（案）の概要

趣旨

- ✓ 合成樹脂のポジティブリスト（安全が担保されたもののみが使用可。以下「PL」という。）については、令和5年11月30日に改正し、令和7年6月1日より施行される。
- ✓ PL制度が施行された後の規格基準のあり方については、平成30年より国衛研で設置した検討会で検討されており、改正方針が取りまとめられた。

A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格

PL導入

+ 省令で、製造管理基準導入

B 器具又は容器包装一般の試験法

D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

C 試薬・試液等

E 器具若しくは容器包装の用途別規格（食品毎に規格を設定）

F 器具若しくは容器包装の製造基準

今回改正する規定は、赤枠内

改正の方針

（１）ポジティブリスト制度導入に伴う整理

- ① PL制度が導入されたため、食品毎に容器包装の規格を定めてリスク管理をするのではなく、**PL制度（製造管理基準含む）+ 材質別規格での管理に一本化**（これにより、**安全性が確認され他の食品に使われている容器包装も使用可能となり**、食品の安全性向上のための容器包装の開発等の促進が期待される。）。

【改正内容】E から清涼飲料水、乳・乳製品の容器包装の規格削除およびレトルト（容器包装詰加圧加熱殺菌食品）の容器包装の一部規格を削除し、PL制度での管理を実施。

- ② **PLの対象外となっている意図せず混入する物質等への適切なリスク管理措置を強化。**

【改正内容】D に個別規格がない合成樹脂に、意図せず混入する物質等のリスク管理として「**総溶出物規格**」を導入。

※ 個別規格のある合成樹脂は蒸発残留物試験等に対応するため現状維持とするが、将来的には「総溶出物規格」の段階的導入を想定。

※ 溶出試験に用いる試験溶液（食品擬似溶媒）を対象食品に近いものにする改正も併せて実施。

（２）一部の試験法の通知化

分析技術の進歩等に臨機応変に対応し、適時適切に規格の適否判断を行えるよう、機器分析により規格が判断できる試験法を告示から通知に移行

※ 規格と試験法が一体のもの（比色法等）は告示に残す。

（３）その他、文言の統一などの所要の改正

施行期日

審議会の審議、食品安全委員会の食品健康影響評価の後、PL施行にあわせ、令和7年6月1日施行を予定

器具及び容器包装の規格基準の一部改正（案）の概要

ポジティブリスト制度導入に伴う主な整理事項

用途別規格の整理

- 容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰食品または瓶詰食品を除く）の容器包装に規定される強度等試験法による規格
- 清涼飲料水の容器包装の規格
- 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

総溶出物規格の導入

- 個別規格がない合成樹脂に総溶出物規格の導入
 - ・ 総溶出物試験を2 合成樹脂製の器具又は容器包装の(1) 一般規格に導入
 - ・ 「B 器具又は容器包装一般の試験法」 及び「C 試薬・試液等」に必要な試験手順や試薬等を定める。

溶出試験に用いる試験溶液（食品擬似溶媒）の整理

- 溶出試験に用いる試験溶液を対象食品に近いものにする
 - ・ 乳等（クリームを除く。）の用途別規格では、蒸発残留物試験の食品擬似溶媒として4 %酢酸が用いられているが、20%エタノールを食品擬似溶媒として設定する。
 - ・ 油脂及び脂肪性食品、酒類並びに乳等以外の食品のうち、pH5 以下のものについては4 %酢酸が食品擬似溶媒として用いられているが、pH4.6 以下の食品を「酸性食品、食品擬似溶媒が4 %酢酸」として設定する。

「第4 おもちゃ」の部について所要の文言等の整理